

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表

改 定（案）	現 行	備考
中小企業省力化投資補助金交付規程 令和6年6月24日 規程令6第 4号 <u>改正 規程令7第27号</u>	中小企業省力化投資補助金交付規程 令和6年6月24日 規程令6第 4号	
第1条～第12条 (略) (計画変更の承認等) 第13条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2による計画変更申請書を中小機構に提出し、その承認を受けなければならない。 (1) (略) (2) 一般型において、交付申請時に補助事業により取得していた補助対象物品、提供を受けようとした役務等（ただし、単価50万円（税抜）以上のものに限る。）を変更しようとするとき。 (3)～(5) (略) (6) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）。 (7) (略)	第1条～第12条 (略) (計画変更の承認等) 第13条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2による計画変更申請書を中小機構に提出し、その承認を受けなければならない。 (1) (略) (2) 一般型において、交付申請時に補助事業により取得していた補助対象物品、提供を受けようとした役務等（ただし、単価50万円（税抜）以上のものに限る。）を変更しようとするとき。 (3)～(5) (略) (6) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）。 (7) (略)	
2・3 (略) 第14条～第22条 (略) (交付決定の取消し等) 第23条 中小機構は、第13条第1項第5号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 (1)～(13) (略)	第14条～第22条 (略) (交付決定の取消し等) 第23条 中小機構は、第13条第1項第5号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。 (1)～(13) (略)	

2 (略)	2 (略)
3 中小機構は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第1号から3号まで、第6号、第8号及び第13号の規定による取り消しをした場合、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。	3 中小機構は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第1号から3号、第6号、第8号及び第13号の規定による取り消しをした場合、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
4・5 (略)	4・5 (略)
第24条～第26条 (略)  (事業実施効果及び知的財産権取得状況の報告)	第24条～第26条 (略)  (事業実施効果及び知的財産権取得状況の報告)
第27条 補助事業者は、補助事業の完了した後、カタログ注文型においては3年の間、一般型においては5年の間、過去1年間の当該補助事業の事業実施効果等について、中小機構が定める期間内に中小機構に報告しなければならない。	第27条 補助事業者は、補助事業の完了した後、カタログ注文型においては3年の間、一般型においては5年の間、過去1年間の当該補助事業の事業実施効果等について、中小機構が定める期間内に中小機構に報告しなければならない。
2 補助事業者 <u>（一般型に限る。）</u> は、補助事業に係る発明、考案等に関して、補助事業の完了した後5年間、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該知的財産権等の取得状況について、様式第9による知的財産権等取得等届出書を中小機構に提出しなければならない。	2 <u>一般型の</u> 補助事業者は、補助事業に係る発明、考案等に関して、補助事業の完了した後5年間、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下「知的財産権等」という。）を出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該知的財産権等の取得状況について、様式第9による知的財産権等取得等届出書を中小機構に提出しなければならない。
3 (略)  (収益納付及び補助金返還)	3 (略)  (収益納付及び補助金返還)
第28条 中小機構は、前条第1項に基づき報告された事業実施効果報告により、カタログ注文型における補助事業者が当該補助事業の実施結果による収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を中小機構の指定する口座に納付させることができるものとする。	第28条 中小機構は、前条第1項に基づき報告された事業実施効果報告により、カタログ注文型における補助事業者が当該補助事業の実施結果による収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を中小機構の指定する口座に納付させることができるものとする。
2 中小機構は、前条に基づき報告された事業実施効果報告により、補助事業者が事業計画終了時点を含む年度までの間に、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について補助金の返還を命じることができるものと	2 中小機構は、前条に基づき報告された事業実施効果報告により、補助事業者が事業計画終了時点を含む年度までの間に、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について補助金の返還を命じることができるものと

する。

(1) カタログ注文型の補助事業者が、補助事業終了後1～3年の事業計画期間において、労働生産性（従業員一人当たり付加価値額）が年率平均3.0%以上（同一事業者による2回目以降の申請の場合は、年率平均4.0%以上）増加する見込みの事業計画を策定し、意図的に省力化製品を未使用のまま放置していた等の補助事業者の故意又は過失が原因で当該目標を達成できなかった場合。

(2) (略)

3 (略)

第29条・第30条 (略)

附 則（規程令7第27号）

この規程は、令和8年2月2日から施行し、令和7年12月19日から適用する。

する。

(1) カタログ注文型の補助事業者が、補助事業終了後1～3年の事業計画期間において、従業員一人当たり付加価値額が年率平均3.0%以上（同一事業者による2回目以降の申請の場合は、年率平均4.0%以上）増加する見込みの事業計画を策定し、意図的に省力化製品を未使用のまま放置していた等の補助事業者の故意又は過失が原因で当該目標を達成できなかった場合。

(2) (略)

3 (略)

第29条・第30条 (略)

※別紙及び様式については別途新旧対照表を作成するためそちらを参照。

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表

改 定（案）	現 行
<p>中小企業省力化投資補助金交付規程 別紙1</p> <p>補助対象者となる事業者</p> <p>本事業は、交付申請時点において日本国内で法人登記(法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること)等がされ、日本国内で事業を営む中小企業等(カタログ注文型においては、下記(1)又は(2)の要件を満たす<u>中小企業基本法(昭和38年法律第154号)</u>第2条第1項に規定する者及び下記(3)の要件を満たす者で、個人事業主を含む。一般型においては、カタログ注文型の要件を満たす者に加えて、(4)の要件を満たす者も含む。)を対象とする。</p> <p>補助対象者の要件は、本事業の公募に申し込む時点において満たしている必要がある。また、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員の増員を行うなど、主に本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、交付取消となる場合がある。</p> <p>(1) 中小企業者(組合関連以外)          資本金又は常勤従業員数が下表の数字以下となる会社又は個人であること(<u>中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)</u>第2条第1項に規定するものを指し、分類については産業分類の改訂に準拠する。)。ただし、資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。また、常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づく「予め解雇の预告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。</p> <p>(表略)</p>	<p>中小企業省力化投資補助金交付規程 別紙1</p> <p>補助対象者となる事業者</p> <p>本事業は、交付申請時点において日本国内で法人登記(法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること)等がされ、日本国内で事業を営む中小企業等(カタログ注文型においては、下記(1)又は(2)の要件を満たす「<u>中小企業基本法</u>」第2条第1項に規定する者及び下記(3)の要件を満たす者で、個人事業主を含む。一般型においては、カタログ注文型の要件を満たす者に加えて、(4)の要件を満たす者も含む。)を対象とする。</p> <p>補助対象者の要件は、本事業の公募に申し込む時点において満たしている必要がある。また、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員の増員を行うなど、主に本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、交付取消となる場合がある。</p> <p>(1) 中小企業者(組合関連以外)          資本金又は常勤従業員数が下表の数字以下となる会社又は個人であること(「<u>中小企業等経営強化法</u>」第2条第1項に規定するものを指し、分類については産業分類の改訂に準拠する。)。ただし、資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。また、常勤従業員は、中小企業基本法(<u>昭和38年法律第154号</u>)上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づく「予め解雇の预告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。</p> <p>(表略)</p>

(2) 中小企業者(組合関連)

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号までに定める法人(企業組合等)であり、下記にある組合等に該当する法人。なお、該当しない組合や財団法人(公益・一般)及び社団法人(公益・一般)、医療法人((3)(3)に該当するものを除く。)及び法人格の無い任意団体は補助対象とならない。

①～⑩ (略)

(3) 「中小企業等」に含まれる「中小企業者」以外の法人

次のいずれかに当たる者を補助対象とする。

①以下全ての要件を満たす特定非営利活動法人(NPO 法人)

- i ) 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ii ) 従業員数が300人以下であること。
- iii) 法人税法上の収益事業(法人税法施行令昭和40年政令第97号第5条第1項に規定される34事業)を行う特定非営利活動法人であること。
- iv) 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- v ) 交付申請時までに補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受けていること。

②以下全ての要件を満たす社会福祉法人((3)に該当する社会福祉法人を除く。)

- i ) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第32条に規定する所轄庁の認可を受け設立されている法人であること。
- ii ) 従業員数が300人以下であること。
- iii) 収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。

③以下の全ての要件を満たす介護事業を営む法人(カタログ注文型に限る。)

- i ) 社会福祉法第32条に規定する所轄庁の認可を受け設立されている法人又は医療法(昭和23年法律第205号)第44条に規定する都道府県知事の認可を受け設立されている法人であること。
- ii ) 従業員数が300人以下であること。
- iii) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づくサービスの範囲内で補助事業を行うこと。

(2) 中小企業者(組合関連)

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人(企業組合等)であり、下記にある組合等に該当する法人。なお、該当しない組合や財団法人(公益・一般)及び社団法人(公益・一般)、医療法人及び法人格の無い任意団体は補助対象とならない。

①～⑩ (略)

(3) 「中小企業等」に含まれる「中小企業者」以外の法人

次のいずれかに当たる者を補助対象とする。

①以下全ての要件を満たす特定非営利活動法人(NPO 法人)

- i ) 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ii ) 従業員数が300人以下であること。
- iii) 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業)を行う特定非営利活動法人であること。
- iv) 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- v ) 交付申請時までに補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受けていること。

②以下全ての要件を満たす社会福祉法人

- i ) 「社会福祉法」第32条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であること。
- ii ) 従業員数が300人以下であること。
- iii) 収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。  
(新設)

(4) (略)

【みなし同一法人】(略)

【みなし大企業】

次の①～⑥のいずれかに該当する事業者は、大企業とみなされる事業者(みなし大企業)となり、補助対象外となる。

①～⑥ (略)

<留意事項>

- ・大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業とみなす。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。
- ・以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。
  - i ) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
  - ii ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ・本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。
- ・上記③の役員には、会社法(平成17年法律第86号)第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。
- ・JV(協同企業体)構成員の申請においては、JV(協同企業体)の出資総額の過半数が大企業又はみなし大企業である場合は本規定を準用し補助対象外とする。

【補助金等の重複】

以下に該当する補助対象者は、補助対象外とする。

(1) 過去に本事業において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条による交付決定取消を受けた事業者。

(2) (略)

(削る)

(4) (略)

【みなし同一法人】(略)

【みなし大企業】

次の①～⑥のいずれかに該当する事業者は、大企業とみなされる事業者(みなし大企業)となり、補助対象外となる。

①～⑥ (略)

<留意事項>

- ・大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業とみなす。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。
- ・以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。
  - i ) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
  - ii ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ・本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。
- ・上記③の役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。
- ・JV(協同企業体)構成員の申請においては、JV(協同企業体)の出資総額の過半数が大企業又はみなし大企業である場合は本規定を準用し補助対象外とする。

【補助金等の重複】

以下に該当する補助対象者は、補助対象外とする。

(1) 過去に本事業において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条による交付決定取消を受けた事業者。

(2) (略)

(3) 間接直接を問わず、(過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む)が目的を指定して支出する他の制度(例:補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等)と補助対象経費が重複し

(3) カタログ注文型において、以下に該当する事業者は、補助対象外とする。

- ・「中小企業等事業再構築促進補助金」又は「中小企業新事業進出補助金」に採択された事業者であって、その補助対象である事業に用いるための機器を本事業で導入する事業者
- ・交付申請時点において、過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受け、それから10か月を経過していない事業者
- ・交付申請時点において、過去3年間に、2回以上、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受けた事業者
- ・間接直接を問わず、(過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む。)が目的を指定して支出する他の制度(例:補助金、委託費、公的医療保険からの診療報酬(本別紙本則中の(3)(③)に該当する法人が受け取る診療報酬については除く。)、固定価格買取制度等)と補助対象経費が重複している事業者。
- ・製造事業者及び販売事業者
- ・補助対象経費は重複していないが、テーマや事業内容が中小機構の「IT導入補助金」と同一又は類似内容の事業(同じ業務プロセスに省力化製品を導入するもの)を行う事業者。

(4) 一般型において、以下に該当する事業者は、補助対象外とする。

- ・応募申請時点において、過去に一般型の交付決定を受け、第20条第1項の規定に基づく補助金の支払が完了していない事業者
- ・応募申請時点において、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「中小企業等事業再構築促進補助金」又は「中小企業新事業進出補助金」の交付決定を受け、当該事務局からの補助金支払が完了していない事業者
- ・応募申請時点において、過去3年間に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「中小企業等事業再構築促進補助金」又は「中小企業新事業進出補助金」の交付決定を合計で2回以上受けた事業者
- ・間接直接を問わず、(過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む。)が目的を指定して支出する他の制度(例:補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等)と補助対象経費が重複している事業者。
- ・他の事業者等から提出された事業と同一又は極めて類似した内容の事業を

ている事業者。

(4) カタログ注文型において、以下に該当する事業者は、補助対象外とする。

- ・「中小企業等事業再構築促進補助金」に採択された事業者であって、その補助対象である事業に用いるための機器を本事業で導入する事業者
  - ・交付申請時点において、過去に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受け、それから10か月を経過していない事業者
  - ・交付申請時点において、過去3年間に、2回以上、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の交付決定を受けた事業者
- (新設)

・製造事業者及び販売事業者

- ・補助対象経費は重複していないが、テーマや事業内容が中小機構の「IT導入補助金」と同一又は類似内容の事業(同じ業務プロセスに省力化製品を導入するもの)を行う事業者。

(5) 一般型において、以下に該当する事業者は、補助対象外とする。

- ・応募申請時点において、過去に一般型の交付決定を受け、第19条第1項の規定に基づく補助金の支払が完了していない事業者
  - ・応募申請時点において、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を受け、当該事務局からの補助金支払が完了していない事業者
  - ・応募申請時点において、過去3年間に「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」又は「中小企業等事業再構築促進補助金」の交付決定を合計で2回以上受けた事業者

(新設)
- ・他の事業者等から提出された事業と同一又は極めて類似した内容の事業を

<p>申請する事業者</p> <p>別紙2</p> <p>補助上限額及び補助率</p> <p>本補助金の補助事業は、別紙1に規定する中小企業等が日本国内で行う事業とし、その補助上限額や補助率等は以下のとおりとする。</p> <p>【カタログ注文型】（略）</p> <p>【一般型】 (表略)</p> <p>※1・※2（略）</p> <p>※3 最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例措置の要件として、中小機構が別に指定する期間において、「<u>当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満</u>」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である期間が3か月以上あること。 なお、第3回以前の公募に係る補助対象者においては、中小機構が別に指定する期間において、<u>全従業員数の30%以上が当該従業員の雇用されている都道府県における地域別最低賃金に加えて50円以内で雇用されている期間が3か月以上あることを、最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例措置の要件とする。</u></p> <p>※4（略）</p>	<p>申請する事業者</p> <p>別紙2</p> <p>補助上限額及び補助率</p> <p>本補助金の補助事業は、別紙1に規定する中小企業等が日本国内で行う事業とし、その補助上限額や補助率等は以下のとおりとする。</p> <p>【カタログ注文型】（略）</p> <p>【一般型】 (表略)</p> <p>※1・※2（略）</p> <p>※3 最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例措置の要件として、中小機構が別に指定する期間において、<u>全従業員数の30%以上が当該従業員の雇用されている都道府県における地域別最低賃金から50円以内で雇用されている</u>期間が3か月以上あること。</p> <p>※4（略）</p>
--	--

中小企業省力化投資補助金交付規程 新旧対照表

改 定 (案)	現 行
中小企業省力化投資補助金交付規程 (様式第1)	中小企業省力化投資補助金交付規程 (様式第1)
交付申請番号 番 号 年 月 日	交付申請番号 番 号 年 月 日
補助事業者 法人番号 補助事業者名 販売事業者又は対象リース会社 法人番号 販売事業者名又は対象リース会社名	補助事業者 法人番号 補助事業者名 販売事業者又は対象リース会社 法人番号 販売事業者名又は対象リース会社名
独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長 名
中小企業省力化投資補助金 交付決定通知書	中小企業省力化投資補助金 交付決定通知書
(略)	(略)
1. ~ 3. (略)  4. 本通知に対して不服があり交付の申請を取下げようとする場合は、本通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した交付申請取下げ届を、 <u>(カタログ注文型の補助事業者は販売事業者の確認を受けた上で) 電磁的方法により</u> 事務局に提出し、その承認を受けなければなりません。	1. ~ 3. (略)  4. 本通知に対して不服があり交付の申請を取下げようとする場合は、本通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した交付申請取下げ届を、 <u>電磁的方法により販売事業者の確認を受けたうえで、</u> 事務局に提出し、その承認を受けなければなりません。
5. ~ 7. (略)	5. ~ 7. (略)